

昭和村 農業委員会だより

第11号

2023.6

発行：昭和村農業委員会
(昭和村産業課内)

Showa-mura Agriculture Committee



CONTENTS

肥料価格高騰対策(春肥)のお知らせ……………	2
廃ビニール等は適切な処理をしましょう…	3
獣害防止策等設置事業……………	4
狙っているのは動物だけじゃない！……………	5
家族経営協定……………	6
農地法許可申請の受付締切日……………	7
農作業についてお願い……………	8

表紙写真

第5回「やさい王国昭和村」フォトコンテスト
ジュニアの部門 昭和村議会議長賞
「ひまわりと背くらべ」 星野美空さん



the most beautiful
villages in Japan

昭和村
SHOWA-MURA

肥料価格高騰対策（春肥）のお知らせ

農業者の皆さんへ

農業経営への影響を緩和するため

肥料価格値上げ分の8割（国7割＋県1割※）
を補助します

※県の補助については予算に上限があるため、8割を下回ることがあります。

対象となる肥料

今回（春肥）は、**令和4年11月1日～令和5年5月31日**

に注文・購入した**肥料※**が対象です！

※肥料の品質の確保等に関する法律で登録された肥料が対象となります。



対象者

化学肥料の使用量を減らす取組を2つ以上行う農業者

申請期間

令和5年6月20日（火）～7月21日（金）

※農協・肥料店によっては、別途期間を設定している場合もありますので、ご注意ください。

申請方法

肥料を買った農協や肥料店などにお問い合わせください

<申請までに①～③を準備してください>

- ① 注文票（令和4年11月1日～令和5年5月31日に注文したことを証明でき、肥料名、数量、金額が記載されているもの）
- ② 領収書（まだもらっていない場合は請求書で問題ありません。肥料名、数量、購入金額が記載されているものとなります。）
- ③ 化学肥料の使用量を減らす取組を15のメニューの中から選ぶ
（メニューの内容は化学肥料低減計画書を御参照ください）

■ 化学肥料の使用量を減らす取組（15のメニュー） ■

- | | |
|------------------------|---|
| ア 土壌診断による施肥設計 | コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用 |
| イ 生育診断による施肥設計 | サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む) |
| ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入 | シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用 |
| エ 堆肥の利用 | ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用 |
| オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等) | セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し
(ア～スに係るものを除く。) |
| カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外) | ソ 地域特認技術の利用 |
| キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用 | |
| ク 緑肥作物の利用 | |
| ケ 肥料施用量の少ない品種の利用 | |

お問い合わせ先

群馬県農政部技術支援課（県協議会事務局）

TEL:027-226-3038

E-mail : shokubou7@pref.gunma.lg.jp

エール

落とさない

飛ばさせない!!

廃ビニール等は適切な処理をしましょう!

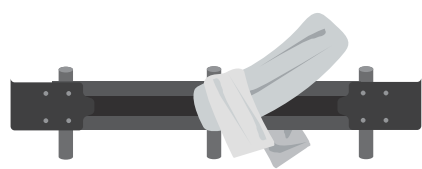
積荷はしっかり固定!



農作業で使用した廃ビニール等を畑の周りに置いておいたり、ガードレールにかけておくと、大雨や強風時に道路や水路等に流出し、思わぬ災害に繋がります。また運搬時に荷台から落下し、他者に損害を与えた場合は、落とし主に損害賠償責任が生じます。



積荷はしっかり固定する
落下した場合はきちんと回収



ガードレールにまかない



野外での焼却は禁止

令和5年度 回収日

◆農業用廃ポリ・マルチ

回収日：5/9・6/6・6/20・7/11・8/8
8/22・9/5・9/26・10/5・10/17
回収時間：午前9時～午後3時まで（昼休み除く）
回収場所：JA 昭和蒔蒔荒粉加工場

◆廃ビニール・ベタかけ資材

回収日：7/25・9/22
回収時間：午前9時～12時まで（コンテナ出荷）
回収場所：JA 昭和蒔蒔荒粉加工場

※費用負担等の詳細についてはJA又は昭和村役場産業課まで

電気柵の適切な利用方法！もう一度チェックを！

「電気柵は効果がない！」このような経験、話を聞いたことがある方がいるかと思います。これは、適切な利用・管理ができていないことが多く、動物に合わせた対策が必要です。

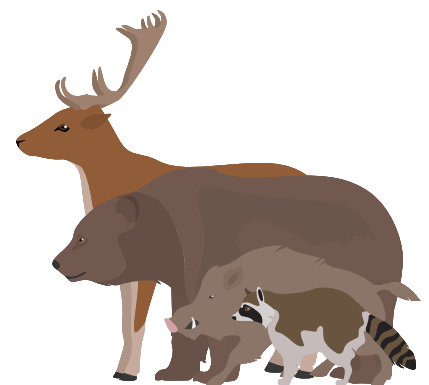
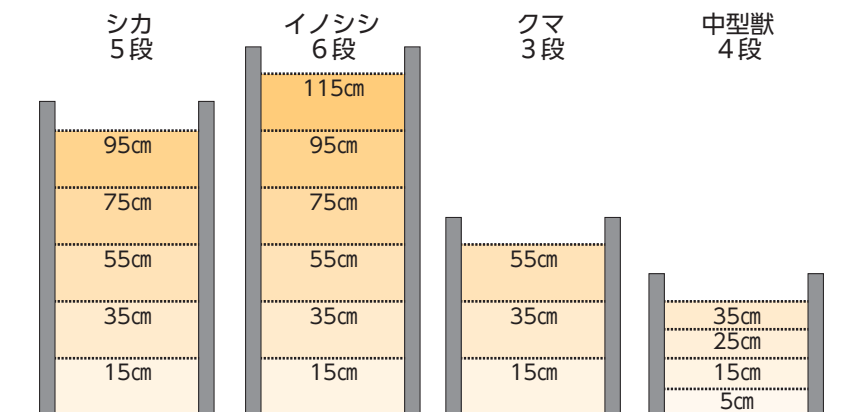


Q. シカが柵をジャンプして飛び越えて逃げる様子を見たけど？
A. それは、人間の存在に気が付いた動物が、なりふり構わず逃げている時であって、ジャンプして柵を飛び越えるという選択肢を優先的に選ぶことはありません。
(※斜面の近くに設置した場合は飛び越えることがあります)
理由は、着地に失敗し足を痛めてしまった場合、自然界の中では命取りになってしまうからです。野生動物は障害物を見つけると、まずは周囲を探索し、隙間を見つけて潜り込む、リスクよりも安全を優先する行動習性があります。



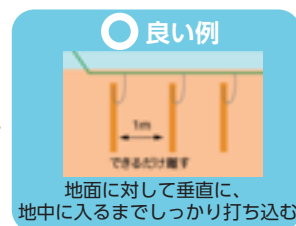
効果的な電気柵の利用方法

1. ワイヤー（電気線）は適切な高さで！



実は鹿よりも猪の方が飛び越えようとする実例も！まさに猪突猛進！

2. アースは湿り気のある場所に間隔をあけて打ち込む！



アースがしっかり機能しないと、電流が十分流れず効果がないものになってしまいます。

3. 電気柵の大敵は漏電！

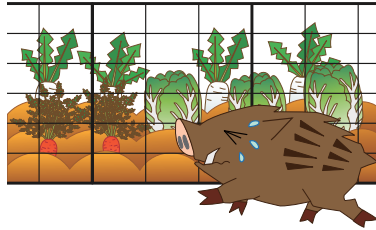
ワイヤーに雑草（特にツル等）や枯枝などが触れて漏電すると、電圧が低くなってしまいます。定期的な草刈り、ワイヤーの確認を行い、漏電を防ぎましょう。また、支柱に木材や竹、鉄パイプにビニールやゴム素材を巻いたものを利用している場合も漏電の原因になりますのでご注意ください。



4. 設置後すぐに通電！

動物は、初めて見るものを警戒して、鼻先でチェックをする習慣があります。

このとき鼻先で感電し、痛い思いをすることで、このヒモは危険であると認識し、近寄らなくなります。



使用しない期間のワイヤーは必ず外す！ただのヒモと慣れてしまうと効果激減！

◆電気柵を「ただのヒモ」と認識してしまう理由

- ①鼻先チェックで感電しないと痛い思いをしない
- ②「ただのヒモ」扱いになり警戒心がなくなる
- ③警戒心がなくなるとその後も鼻先チェックをしなくなる

◆後から電気柵に通電しても・・・

- ④警戒心がないので鼻先チェックをしない
- ⑤胴体の毛皮部分は電気柵に触れてもほとんど通電しない
- ⑥堂々と柵をくぐり抜けて畑を荒らす

◆ PICK UP ◆

昭和村猟友会では、事前に罟等で人里に出てこないよう、予防線を張っており、令和4年度には、シカ114頭、イノシシ15頭、クマ6頭、カラス84羽を捕獲しています。なお、民家に近い、山林や畑等に野菜や食べ物の残渣を捨てると、動物の餌場になってしまい、動物が人里に出没しやすくなりますので、残渣の処理方法にはご注意ください。



獣害防止柵等設置事業

農作物への被害を防止するため、獣害防止柵（電気柵等）を購入し設置した農業者に補助金を交付します。

補助対象者

1. 昭和村内に住所かつ農地を所有する農業者及び団体であること。
2. 昭和村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
3. 宗教上の組織若しくは団体ではないこと。
4. 村税等を滞納していないこと。
5. 過去に同一世帯又は同一団体が、この補助金の交付を受けていないこと。

申請期間

令和5年 令和6年
4月3日(月)～3月29日(金)

補助金額

電気柵等の購入費の2分の1以内

限度額 1世帯での設置……………7万円
2世帯以上での設置……………14万円

※予算の範囲内の補助金となりますので、ご注意ください。

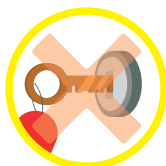
詳細は昭和村HPまたは昭和村役場産業課までお問合せください。
昭和村役場産業課農政係 ☎0278-25-3436(直)

狙っているのは動物だけじゃない！

全国的にトラクター等の農業機械の盗難が多発しています。盗難を防止するため、農業機械の適正な保管について、以下を参考に対策を講じられるようお願いいたします。

徹底すべき対策

- ・田畑や駐車場に農業機械を放置せず、**鍵のかかる倉庫に保管**しましょう。
- ・農業機械にエンジンキーをさしたまま放置せず、農業機械を離れる際は**必ず施錠**しましょう。



有効と考えられる対策

- ・農業機械に警報器、ハンドルロック、タイヤロック等の盗難防止用品の装置。
- ・倉庫等に防犯灯（センサー付キライト）、防犯カメラ、防犯警報器等の設置。
- ・ステッカー等でトラクターに目印をつけましょう。

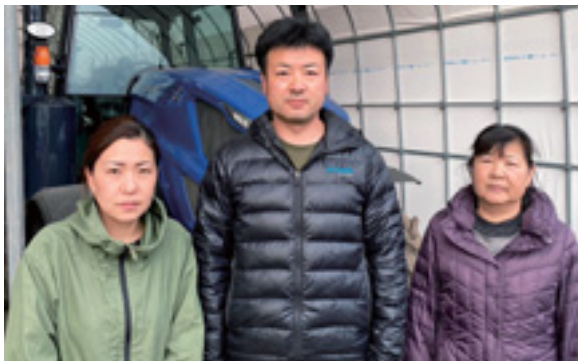
盗難被害に対する備え

- ・農業機械の盗難等を保証する共済や保険等の加入の検討。
- ・農業機械の**車体番号・型番が記載された書類の保管**。
- ・万が一の盗難に備えGPS発信器の利用を検討。

盗難に遭った場合の対応

- ・速やかに最寄りの警察署等に届け出るとともに、農協や販売店に情報共有することで、盗難機械の流通を難しくし、盗難防止に繋がります。
- ・見慣れない不審な車両を見かけたら、ナンバーを控えておくことを習慣にしましょう（犯人検挙に繋がる可能性があります）。
- ・犯人を見つけても、追い詰めるのは危険です。警察へ連絡をしましょう。

新しく結んだご家族



常木

武井 繁宏さん
経営主夫婦 - 経営主母

再締結をしたことにより、また家族で協力しあい、よりよい経営を目指します。



宮貝戸

竹内 功二さん
経営主夫婦 - 後継者2名

今回、次男が家に入り、より一層役割を明確にするため再締結いたしました。家族で協力し、利益の出る農業経営を目指します。



宿

高橋 昌幸さん
経営主夫婦

家族経営協定を結んだことにより、効率のよいよりよい経営を目指します。

わが家は

家族経営協定

を結びました。

農業委員会では、農業経営者やその家族が将来に希望を持ち、安心して農業に従事できるよう、家族内のルールを作る家族経営協定の締結を推進しています。

今年で22回目を迎えた「昭和村家族経営協定式」ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、前回と同様に調印式を行わず、農業経営の分担や家事作業の分担を定めた協定書を各家庭ごとに調印し、協定を結んでいただきました。
今回は、3組が再締結し、家族経営協定家族の総数は161組となりました。

取り決め内容例

- 農業経営の方針
- 労働報酬
- 労働時間、休日
- 労働面の役割分担
- 生活面の役割分担

など

協定締結までの手順

1 家族で話し合う

農業経営や生活について話し合い、現状を確認する。

2 対策を考える

取り決めの内容や共通の目標を立てる。

3 協定を結ぶ

協定書を作成する。

4 協定の実行と見直し

定期的に締結した内容が実行されているかチェックし、必要に応じて新たに合意した項目や内容を追加する。

◎ご不明な点は、お近くの農業委員または農業委員会事務局に、お気軽にご相談ください。

農地法許可申請の受付締切日

農地を転用等する場合、農業委員会に申請して許可が必要です。許可を得ないで行くと契約に効力がなく、農地法違反にもなるので忘れずに手続きしましょう。

事前相談は毎月15日まで

毎月20日

※農地法許可申請 ◇農地法3条…農地の所有権を移転する場合 ◇農地法4・5条…農地を宅地等に転用する場合

手続きの流れ

まずは農業委員会事務局にご相談ください。

許可申請書の受付締切日 毎月20日

※締切日が閉庁日(土・日・祝)の場合はその前に提出ください。
 ※申請締切日以内でも、添付書類に不備がある場合は次回審査になりますので、申請する際は、事前に15日までに農業委員会事務局へご相談ください。また、あらかじめ地元農業委員へご相談ください。

申請内容の審査

農業委員会事務局で申請書と添付書類を確認し、必要に応じて聴き取りや現地の調査を行います。

農業委員会での審議

今年度の農業委員会開催日は右記の通りです。
 提出された申請はここで審議され、許可等を決定します。農地転用許可申請は審議を経て県知事に送付します。

許可書の交付

許可後、ご連絡しますので、許可書は農業委員会事務局で受領してください。

2023年度 農業委員会開催日及び許可申請受付締切日スケジュール

	開催日	申請締切日
第13回	2023年4月12日(水)	終了しています。
第14回	2023年5月10日(水)	終了しています。
第15回	2023年6月5日(月)	終了しています。
第16回	2023年7月12日(水)	2023年6月20日(火)
第17回	2023年8月8日(火)	2023年7月20日(木)
第18回	2023年9月4日(月)	2023年8月18日(金)
第19回	2023年10月6日(金)	2023年9月20日(水)
第20回	2023年11月9日(木)	2023年10月20日(金)
第21回	2023年12月5日(火)	2023年11月20日(月)
第22回	2024年1月10日(水)	2023年12月20日(水)
第23回	2024年2月6日(火)	2024年1月19日(金)
第24回	2024年3月5日(火)	2024年2月20日(火)

昭和村の農振除外申請は年2回(4月・10月)
 次回締切は**2023年10月31日(火)**です

農業委員会での審議結果 (令和4年4月～令和5年3月31日)

令和4年4月～令和5年3月31日までの間、農地法に基づき申請された審議件数は次のとおりです。

農地法第3条 (農地の権利移動を伴うもの)		
売 買	24件(42筆)	99,520㎡
賃 貸 借	0件(0筆)	0㎡
使用賃借	0件(0筆)	0㎡
交 換	0件(0筆)	0㎡
贈 与	7件(55筆)	156,036㎡
遺 贈	0件(0筆)	0㎡
公 売	0件(0筆)	0㎡
競 売	0件(0筆)	0㎡
計	31件(97筆)	255,556㎡

利用権設定 (農業経営法強化によるもの)		
賃 借 権	44筆(44筆)	160,440㎡
使用賃借	1筆(1筆)	1,983㎡
計	45筆(45筆)	62,423㎡
(うち新規)		18筆 44,007㎡
(うち中間管理機構活用)		0筆 0㎡

農地転用 農地法第4条 (農地転用をするが、権利移動を伴わないもの)					
農業用施設用地	3件(6筆)	4,004㎡	食品加工センター用地	1件(2筆)	8,070㎡
庭 用 地	1件(1筆)	115㎡	計	5件(9筆)	12,189㎡

農地法第5条 (農地転用し、権利移動を伴うもの)					
売 買	5件(7筆)	4,486㎡	贈 与	1件(1筆)	493㎡
賃 貸 借	1件(1筆)	787㎡	計	13件(17筆)	9,489㎡
使用賃借	6件(8筆)	3,723㎡			

内 訳

農地法4条・5条 転用内訳					
住 宅 用 地	8件(11筆)	3,533㎡	資材置場用地	1件(1筆)	787㎡
庭 用 地	1件(1筆)	115㎡	食品加工センター用地	1件(1筆)	8,070㎡
グループホーム用地	1件(1筆)	856㎡	計	18件(25筆)	21,678㎡
農業用施設用地	6件(10筆)	8,317㎡			

農地のあっせん申出	12件(23筆)	64,430㎡
-----------	----------	---------

農地の賃借料情報について

農地法第3条許可や農用地利用集積計画の公告により、令和4年1月から12月までの1年間に効力の発生した村内農地の賃貸借における賃借料情報を公表します。

農地の賃借料を決定する際の参考としてご活用ください。

昭和村農業委員会調べによる令和4年の賃借料水準

	平均	最高額	最低額	データ数
畑	29,630円	40,000円	10,000円	27筆
水田	—円	—円	—円	—筆

※水田データはありませんでした。

(10aあたり/年)

農作業についてのお願い

6月になり、農繁期を迎えておりますが、作業の仕方によっては苦情やトラブルの発生の原因となります。また、梅雨に入り、長雨・ゲリラ豪雨などの天候不順や台風なども懸念されるため、下記の注意点について、今一度ご理解とご協力をお願いいたします。

●畑の作り出し耕作について

畑の作り出し耕作は、大雨時には土が流出し、水路がつまり水害事故の原因となる恐れがあります。決められた境界内での耕作をお願いします。

また、表土流出防止対策としてグリーンベルトや土側溝の設置などをお願いします。

●廃ビニール等の使用後について

農作業で使用した廃ビニール等を畑の周りに置いておくと、大雨時に道路や水路等に流出し、思わぬ災害となります。

また、ガードレールにかけておくと、強風時に飛ばされ、こちらも思わぬ災害となりますので、廃資材の管理には気をつけていただきますようお願いいたします。

●農耕車に付着した土の処理について

トラクターやトラックなどでの農作業後、田畑から公道へ出る前にはタイヤ等に付着した土や堆肥を落としてから道路を走行するようお願いします。

やむを得ず土や堆肥が道路に出てしまった場合は、速やかに片付けていただきますようお願いいたします。

●農薬散布について

住宅の周辺で農薬を散布する際は、事前に周辺住民にお知らせするなど、生活環境に十分配慮してください。

また、周辺の農作物への飛散にも注意してください。散布の際には、天候や風向き、時間帯に注意するなど、飛散防止に努めてください。

●畑の管理について

耕作するためにロータリー等をかけた畑は、土がやわらかくなっており、大雨時には土が流出しやすいため、トラクターで畑を踏んでいただくなど、土の流出防止に努めていただきますようお願いいたします。

※上記の各項目は、法律や条例等により規制及び処分の対象となる行為に関係するものもあります。他人に迷惑をかけないよう注意し農作業を行ってください。住民等から通報があった場合は、行政指導をすることがあります。

※畑を貸している方につきましては、小作人の方へも上記注意事項を周知していただきますようお願いいたします。

昭和村役場 産業課 TEL : 0278-24-5111 FAX : 0278-24-5254

編集後記

「新型コロナウイルス感染症の分類が引き下げられ、マスクの着用も個人の判断に委ねられ、昭和小でもいちご狩りを楽しむ人や、あぐり一む昭和小で買い物をする多くの観光客の姿も見られるようになりました。

また、様々なイベントも再開され、コロナ禍前の日常に近づいていると感じられます。

当たり前の日々を過ごせる事に感謝し、体調に気をつけながら過ごしていきましょう。」

(T)

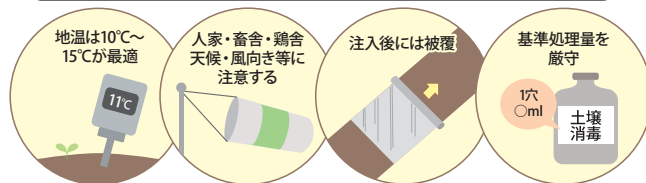
⚠ 土壌消毒(クロルピクリン剤)・除草剤の使い方に気をつけて! ⚠
おとなりさんも一生懸命作っている野菜です!

▼ 被害にあった事例 ▼



土壌消毒の影響で手前が枯れてしまったホウレン草

土壌消毒(クロルピクリン剤)を使用する際の注意点



■ 飛散(ドリフト)防止対策の必要性

飛散した農薬が近隣の出荷間近の農作物に付着すると、その作物に適用のない農薬はもちろん、適用がある農薬でも残留基準を超えてしまう恐れがあります。このような場合、**飛散を受けた作物の生産者は、自らの責任が無いにもかかわらず出荷禁止となってしまうため、細心の注意が必要です。**

■ 飛散(ドリフト)低減の具体策

単独の対策ではその効果に限りがあるため、いくつかの対策を合わせて十分な効果を得る必要があります。

- 1 散布時の風向きと風速に注意する
- 2 散布圧力、風量に注意する。散布ノズルの交換(ドリフトレスノズル)
- 3 ほ場の端での散布は特に注意する
- 4 遮蔽シート・ネットの設置や緩衝地帯・障壁作物の設置
- 5 近接作物生産者相互の連携

農地を守り担い手を応援する専門情報誌

全国農業新聞



週1回、必要な情報を、コンパクトに、分かりやすく!

●購読料 1ヶ月 700円(個人負担:350円)

※村では、購読料の半額の補助を行っています。購読を希望される方は、農業委員会事務局へお申し込みください。